

貸 借 対 照 表

(2021年3月31日 現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,719,981	流 動 負 債	1,044,085
現金及び預金	115,262	買掛金	677,572
売掛金	1,369,808	リース債務	280
未収入金	6,778	未払金	239,941
仕掛品	15,380	未払費用	97,034
貯蔵品	14,281	未払法人税等	24,407
前払金	4,986	預り金	4,849
前払費用	38,861	固 定 負 債	482,081
預け金(CMS)	1,154,244	リース債務	262
その他流動資産	377	退職給付引当金	349,007
固 定 資 産	768,818	役員退職慰労引当金	3,300
有形固定資産	405,606	資産除去債務	129,465
建物	173,095	その他の固定負債	46
工具、器具及び備品	231,990	負 債 合 計	1,526,167
リース資産	519	(純 資 産 の 部)	
無形固定資産	80,056	株 主 資 本	1,962,632
ソフトウェア	67,580	資本金	100,000
電話加入権	3,923	資本剰余金	890,000
その他の無形固定資産	8,553	資本準備金	495,000
投資その他の資産	283,155	その他資本剰余金	395,000
長期前払費用	11,572	利益剰余金	972,632
敷金及び保証金	128,881	その他利益剰余金	972,632
繰延税金資産	142,701	繰越利益剰余金	972,632
		純 資 産 合 計	1,962,632
資 産 合 計	3,488,799	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,488,799

(注)記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

2020年4月 1日から
2021年3月31日まで

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・・・・最終仕入原価法に基づく原価法によっております。
(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
貯蔵品・・・・最終仕入原価法に基づく原価法によっております。
(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
仕掛品・・・・最終仕入原価法に基づく原価法によっております。
(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
有形固定資産については定額法によっております。
- (2) 無形固定資産(リース資産を除く)
無形固定資産については定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法によっております。
- (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース資産についてはリース期間を耐用年数とし、残存価額は実質残存価額とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。なお、自社採用社員の退職一時金にかかる退職給付債務の金額は、簡便法(当事業年度末自己都合要支給額)によっております。
 - ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、発生時の従業員の平均残存勤務期間に基づく年数による定額法により、発生時より費用処理しております。
数理計算上の差異については、発生時の従業員の平均残存勤務期間に基づく年数による定額法により、翌期より費用処理しております。
- (2) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。
- (2) 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しています。
- (3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用
当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいています。